

固定資産税 償却資産申告の手引き

償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在に所有している償却資産の内容について申告する義務が課せられています（地方税法第383条）。

この手引きをご一読いただき、期限までに申告くださいますようお願いします。

申告
期限

令和 8 年 2 月 2 日(月)

----- お知らせ -----

- 令和3年より、償却資産申告書の押印が不要となりました。
なお、押印欄のある申告書をご利用いただく場合も、押印は不要です。
- 申告にあたっては、簡単で便利な電子申告【eLTAX】をぜひご利用ください。
(詳しくはP.14)
- 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いします。

« 目 次 »

1 債却資産の概要	1
2 申告から課税までの流れ	5
3 債却資産の申告について	6
4 申告書の記入方法	7
5 税額等の算出方法について	15

1 償却資産の概要

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地・家屋以外の資産（構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品など）で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(2) 資産の種類と具体例

資産の種類は大きく6つに分類されます。申告の対象となる主な資産を下表に例示します。

資産の種類		主な償却資産の例
1 構築物	構築物	舗装路面（工場の構内、駐車場等）、橋、岸壁、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐輪場、排水溝、看板（広告塔等）、ガス・石油・給油タンク、キャノピー等
	建物付属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等（詳しくは「(3) 償却資産と家屋の区分」をご参照ください）
2	機械及び装置	土木機械、建設機械、印刷機械、医療用機械、運搬機械、その他各種製造設備等の機械及び装置等
3	船舶	漁船、遊漁船、遊覧船、ボート、ヨット等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号が「0」「00～09」及び「000～099」、「9」「90～99」及び「900～999」の車両）、構内運搬車、貨車、客車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、レジスター、自動販売機、冷暖房機器、冷蔵（凍）庫、陳列ケース、音響機器、医療機器、応接セット、事務机、テレビ、カーテン、測定工具、切削工具、キャビネット、金庫、理・美容機器、電話設備等

※ 業種別の償却資産の一例を4ページに掲載していますので、そちらもご参照ください。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

【家屋と設備等の所有者が“同じ”場合】

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは次頁「償却資産と家屋の区分表」をご覧ください。

【家屋と設備等の所有者が“異なる”場合】

平成16年4月1日以降に賃借人（テナント）等が借家に取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、地方税法第343条第9項及び市税条例第54条第7項により、賃借人（テナント）等が所有する償却資産として取り扱います。

※ 近年、家屋として評価されているものを償却資産として申告される事例がありますので、ご注意ください。

〈償却資産と家屋の区分表〉

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視規制装置	設備一式		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電灯照明設備	屋外の照明設備、非常用照明器具		○		○
		屋内の照明設備、配・分電盤	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合厳寒期、親機・子機等		○		○
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
給排水衛生設備	避雷設備	設備一式		○		○
	火災報知設備	設備一式		○		○
	盜難非常通報装置	設備一式		○		○
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			○
空調設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○		○
	消火設備	消火器、避難器具、消火栓のホース及びノズル等		○		○
	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金計算機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル、百貨店等）、寮・病院・社員食堂棟の厨房機器		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ごみ処理設備、郵便受け等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○

(4) 「固定資産税の償却資産」と「法人税や所得税における減価償却資産」との違い

固定資産税の償却資産は、国税上の減価償却資産を想定しているため密接な関係があります。しかし、固定資産税（償却資産）は資産を持っているという“財産課税”という性格である一方、国税は、課税対象となる所得を計算するうえで一要素となる減価償却費を算出するために行う計算であることから、目的が違います。よって、おのずと計算方法等にも違いが出てきます。

〈「固定資産税」と「法人税・所得税」における償却資産の捉え方の違い〉

	固定資産税（償却資産）	法人税、所得税
償却資産の考え方	土地や家屋のように所有する「資産（財産）」	所得を計算するうえでの「経費（損金）」
計算の基準日	1月1日	事業年度の終了日（決算期）
減価償却の方法	定率法（固定資産評価基準によるもので国税における「旧定率法」）	定率法・定額法を選択可
前年中の新規取得資産の計算方法	取得月に関わらず半年償却	月割り償却で計算
評価額の最低限度（*1）	取得価額の100分の5（それ以下にはなりません）	備忘価格1円まで償却可能
圧縮記帳（*2）	認められない	認められる
特別償却・割増償却	認められない	認められる
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	認められない	認められる
増加償却（*3）	認められる	認められる
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則 区分評価（一部合算も可）

*1 傷却が終わっていても、固定資産税上の償却資産では課税対象です。償却済みの資産は取得価額の5%として評価します。

*2 固定資産税では圧縮記帳の制度がありませんので、圧縮前の取得価額で申告してください。
例：200万円の機械を100万円の補助を受けて購入 → 取得価額200万円で申告

*3 所管税務署長へ提出された「増加償却の届出書（写し）」を添付の上、申告してください。

〈「事業の用に供することができる」の意義〉

現在事業の用に供しているものはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供すことができると認められる状態にあれば足りうるものです。したがって、事業の用に供していないもの、例えば、一時的に遊休、未稼働の状態にある資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われていて、いつでも稼働し得る状態にあるものは、償却資産の課税客体に含まれます。

なお、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明らかなものについては、償却資産の課税客体に該当しません。

（（公財）東京税務協会『固定資産税 傷却資産実務の手引』より引用）

〈参考〉申告対象となる償却資産の一例（業種別）

業種	資産の名称
各業種共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、レジスター、ロッカー、キャビネット、内装工事（建物賃借の場合）、看板、太陽光発電システム等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
飲食業	看板、食卓、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容・美容業	理容・美容椅子、理容・美容洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ポイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、ポイラー、自動販売機等
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機器等取付台工事（島工事）、玉貸機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
スポーツ・フィットネス	ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備、ランニングマシン、トレーニング器具等
農林水産業	ビニールハウス、耕うん機、コンバイン、精米機、選果機、ぶどう棚、堆肥舎、自動給餌機、搾乳機、漁船、船外機、巻上機、いけす、レーダー、無線機等



2 申告から課税までの流れ



① 債却資産申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在、浜田市内に所在する債却資産を所有（賃貸）している方は、その年の1月31日までに浜田市に申告していただきます。

② 債却資産の評価、税額等の算出

申告していただいた各債却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基に、資産ごとの評価額を算出します。

各債却資産の評価額を基に課税標準額（特例等を適用した額）を算出し、これに税率（浜田市は1.5%）を掛け合わせて税額を決定します。

③ 課税台帳への登録、公示

申告及び調査に基づいて決定された債却資産の価格等を3月末日に決定し、債却資産課税台帳に登録します。4月1日に、価格等を債却資産課税台帳に登録した旨を浜田市長が公示します。

④ 課税台帳の閲覧

債却資産課税台帳に登録された価格等は、4月1日から市役所資産税課又は各支所市民福祉課の窓口で閲覧できます。なお、5月31日までは無料で閲覧することができます。

⑤ 納税通知書の発送

価格等の算出の結果、債却資産の課税標準額が150万円（免税点）未満で、土地や家屋を所有していない場合には、納税通知書を交付しません。

⑥ 納税

浜田市では、通常4回の納期(5月、7月、12月、2月の各月末)に分けて納めていただきます。具体的な納期は、納税通知書等でお知らせします。

3 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、浜田市内に所在する事業用償却資産を所有（賃貸）している方です。
償却資産を所有されている方は、申告書を必ず提出してください。

(2) 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 儗却済み資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- オ 福利厚生の用に供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

※ カ及びキについては、下図《少額の減価償却資産の取扱いについて》をご参照ください。

(3) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となる資産
- イ 無形固定資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、営業権等）
- ウ 繰延資産（例：創立費、開業費、開発費等）
- エ 古美術品、古文書等（歴史的価値又は希少価値があり、時の経過によりその価値が減少しない資産）
- オ 牛、馬、果樹その他これらに類する資産
- カ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- キ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ク ファイナンスリース取引に係るリース資産で、所有者の取得価額が20万円未満のもの

※ カ、キ及びクについては、下図《少額の減価償却資産の取扱いについて》をご参照ください。

《少額の減価償却資産の取扱いについて》

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
① 一時損金算入	申告対象外 ※		⋮	⋮
② 3年一括償却	申告対象外 ※		⋮	⋮
③ リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④ 中小企業特例	申告対象			
⑤ 個別減価償却	申告対象			

※ 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供した資産を除く。

4 申告書の記入方法

(1) 申告方式

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は市で行います。

イ 電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 申告書等の提出方法

ア 紙書類による提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を窓口に直接提出していただくか、郵送で提出してください。

申告書を郵送される方で、申告書控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

イ 電子申告による申告データ等の提出方法

「地方税ポータルシステム e L T A X (エルタックス)」により申告データを送信していく方法です。電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上で e L T A X のホームページから利用の届出を行う必要があります。

(3) 提出書類（提出データ）

申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
	令和8年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書	
				増加資産・全資産用 (別表1)	減少資産用 (別表2)
一般方式	初めて申告される方	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加又は減少した資産のある方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	増加又は減少した資産のない方			<input type="radio"/> (*1)	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (*2)	<input type="radio"/>
	資産を所有していない方			<input type="radio"/> (*3)	
電算処理方式	初めて申告される方	<input type="radio"/> (*4)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (*5)
	前年以前に電算処理方式により申告された方	<input type="radio"/> (*4)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (*5)
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			<input type="radio"/> (*2)	
	資産を所有していない方			<input type="radio"/> (*3)	

- (*1) 債却資産申告書(債却資産課税台帳)の「18備考(添付書類等)」欄に「増減なし」と記載してください。
- (*2) 債却資産申告書(債却資産課税台帳)の「18備考(添付書類等)」欄にその旨(「令和7年6月廃業」等)を記載してください。
- (*3) 債却資産申告書(債却資産課税台帳)の「18備考(添付書類等)」欄に「該当資産なし」と記載してください。
- (*4) 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。
- (*5) 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

(4) 留意事項

【会社の事業年度と固定資産税(債却資産)の賦課期日の違いにご注意ください】

固定資産税(債却資産)の賦課期日は1月1日です。会社の事業年度にかかわらず、令和8年1月1日時点の資産の状況を申告してください。

【免税点未満の場合でも申告してください】

債却資産の合計課税標準額が150万円(免税点)未満になると判断される場合でも申告は必要です。資産の多少にかかわらず必ず申告してください。

【浜田市内に複数の事業所がある場合は】

市内に2以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて申告してください。

【他自治体にも事業所がある場合は】

浜田市内のほか、他の市区町村にも事業所等がある場合は、浜田市内の資産のみを申告してください。

【法人への移行による個人事業の廃止があった場合は】

この場合は、個人事業の廃止申告とともに新たに法人としての申告が必要となります。個人事業の廃止については申告書の「18 備考欄」の事業廃止に○をしその日付を記入してください。あわせて、移行した資産は法人名義での申告書の提出をお願いします。

【事業継承や資産を譲渡した場合は】

この場合は、資産を譲渡した方の事業廃止申告と、資産を譲り受けた方の申告が必要となります。資産を譲渡した方は申告書の「18 備考欄」に譲受人の氏名、住所を記入してください。

【休業中の取扱いについて】

休業中であっても、将来再開する事業の用に供する目的で資産を保有している場合は課税対象となる可能性があります。実態に応じた判断が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

【令和7年1月1日以前の資産の増減で申告漏れとなっていたものがある場合は】

令和8年度の申告において記入してください(増加資産はその取得年月を記入)。令和8年度の課税情報に反映させていただきます。

【参考資料の添付にご協力ください】

債却資産の申告内容を確認するため、直近の
「減価償却資産の計算に関する明細書」又は、
「減価償却費明細書」の写しの添付にご協力ください。



4 申告書の記入方法（一般方式による申告の場合）

ここでは、一般方式による申告の書類記入方法をお示しします。

同封した申告書は2枚複写となっています。複写の1枚目（提出用）を提出し、2枚目（控用）は大切に保管してください。

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

1 住 所

郵便番号、住所、電話番号を記入してください。

2 氏 名

法人の場合は、名称、代表者名を記入してください。（押印不要）

納税通知書の送達先が所有者の住所と異なる場合には、その住所も記入してください。

3 個人番号又は法人番号

マイナンバーの記載をお願いします。個人は12桁の個人番号、法人は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。

4 事業種目

農業、土木建設、インテリア雑貨製造販売、不動産賃貸、太陽光発電等、具体的な事業内容を記入してください。法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。

5 事業開始年月

浜田市で事業を開始した年月を記入してください。

6 この申告に応答する者の係及び氏名

担当者の係・氏名・電話番号を記入してください。

7 税理士等の氏名

申告を税理士等に依頼している場合は、その住所、事務所名、担当者名、電話番号を記入してください。

8～14 短縮耐用年数等の有無等

それぞれの項目で該当するものに○をつけてください。

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

1で記載した住所のほかに浜田市内に事務所等がある場合はすべて記入してください。

16 借用資産

他から借り受けた償却資産の有無について該当するものに○をしてください。借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。

17 事業所用家屋の所有区分

資産の所在地の建物が自己所有であるか借家であるかを○で囲んでください。

18 備 考

該当するものに○をし、必要に応じて連絡事項を記入してください。

- ・昨年度から資産の増減がある場合は、「増あり」「減あり」「増減あり」のいずれかに○
- ・資産状況が昨年度と変わらない場合は、「増減なし」に○
- ・該当する資産がない場合は「資産なし」に○
- ・廃業や解散等で事業を行っていない場合は「事業廃止」に○をして廃止年月日を記入
- その他、特記すべき事項がありましたらその旨を記入してください。

【取得価額】

※ 昨年度から資産の増減がない場合は金額の記入は不要です。備考の「増減なし」に○をしてください。

- ・前年前に取得したもの(イ)

以前に申告したことがある場合、令和7年1月1日現在の取得価額の種類別合計を記入してください。

- ・前年中に減少したもの(ロ)及び前年中に取得したもの(ハ)

別紙「種類別明細書」に記入した資産の種類別合計金額を記入してください。

- ・計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)

初めて申告する場合には(ハ)、(ニ)欄のみ記入してください。

【評価額(ヘ)・決定価格(ト)・課税標準額(チ)】

一般申告の場合は記入する必要はありません。ただし、電算処理方式の場合には記入してください。

《記載例》 債却資産申告書（債却資産課税台帳）

受付印		令和8年1月15日	提出日を記入	申告年度を記入	マイナンバーを記入	※所有者コード
第二十六号様式(提出用)						
償却資産申告書(償却資産課税台帳)						
1 (登記者) 住所	〒697-8501 島根県浜田市殿町1234番地56 電話 (0855-22-2612)					
所有者 又は納稅通知書送達先 法人にあっては その名称及び 代表者の氏名	2 氏名 ハマダ イチロー 浜田 一郎	3 個人番号 又は法人番号	4 事業種目 (資本等の金額) 飲食業 (5 百万円)	5 事業開始年月 平成5年4月	6 この申告に応答する者 の係及び氏名 押印不要	7 税理士等の氏名 屋号 (イワミ食堂) 石見 三郎
資産の種類	取 得 価 額	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	前年中に減少したもの (ラ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (二)
1 備 梨 物	1,200,000	500,000		2,000,000	2,700,000	①
2 機 械 及 び 装 置						②
3 船						③
4 航 空 機						
5 車 輛 及 び 機 械						
6 工 具、器 具 及 び 備 品	4,000,000	1,600,000	2,100,000	1,300,000	3,700,000	
7 合 計	5,200,000				6,400,000	
資産の種類	評 価 額 (～)	決 定 価 格 (ト)	課 税 標 準 額 (チ)			18 備考(添付書類等)
1 備 梨 物						該当するものを○で囲んでください。 事業廃止の場合はその年月日も記入してください。 法人移行による個人事業の廃止、事業継承、資産の譲渡等がある場合には、 移行した法人名や資産の譲受人の住所氏名等を記入してください。
2 機 械 及 び 装 置						増減あり ・増減なし ・事業廃止 ・その他()
3 船						
4 航 空 機						
5 車 輛 及 び 機 械						
6 工 具、器 具 及 び 備 品						
7 合 計						

4 申告書の記入方法（一般方式による申告の場合）

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

【増加資産】前年中（令和7年1月2日～令和8年1月1日）に新たに取得した資産及びそれ以前に取得していたが申告漏れとなっていた資産について記入してください。

【全資産】初めて申告される方は、令和8年1月1日現在で所有している資産を全部記入してください。なお、電算処理方式による申告の場合もすべての資産を記入してください。

① 資産の種類 資産の種類に応じた数字を以下を参考に記入してください。

「1」…構築物 「2」…機械及び装置 「3」…船舶 「4」…航空機
「5」…車両及び運搬具 「6」…工具、器具及び備品

② 資産コード 記入の必要はありません。

③ 資産の名称等 資産の名称は20字以内で記入してください。

④ 数量 資産の数量を記入してください。一式の場合には「1」と記入してください。

⑤ 取得年月 資産を取得した年号及び年月を記入してください。年号は次の数字で記入してください。
令和…「5」 平成…「4」 昭和…「3」

⑥ 取得価額

資産を取得するために実際に支出した金額又は通常支出すべき金額（引き取り運賃、運送保険料、手数料、据付費その他事業の用に供するために直接要した費用を含む）を記入してください。

なお、圧縮記帳は認められませんので、圧縮記帳前の取得価額を記入してください。

⑦ 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数（法定耐用年数）をもとに記入してください。

国税局長の承認を受け短縮耐用年数を適用する資産がある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

なお、中古資産については、その取得後の使用可能期間を見積もった耐用年数（見積耐用年数）を適用することができますとされています。適用の可否や計算方法など、詳しくはお問い合わせください。

※ 耐用年数省令の一部改正による変更が生じています。詳しくは下欄をご覧ください。

⑧ 減価残存率 一般方式による申告の場合は記入の必要はありません。

⑨ 価額 一般方式による申告の場合は記入の必要はありません。

⑩ 課税標準の特例

特例が適用される資産がある場合にはその率を記入してください。コードには記入の必要はありません。

⑪ 課税標準額 一般方式による申告の場合は記入の必要はありません。

⑫ 増加事由

資産が増加したことの該当事由を表す番号を以下を参考に○で囲んでください。

「1」…新品取得 「2」…中古品取得 「3」…移動による受入れ 「4」…その他

※ その他を選択した場合は、その具体的な事由を摘要欄に記入してください。

（例）申告漏れ、取得価額修正、耐用年数修正 等

⑬ 摘要 増加理由や特例の適用条項等、必要に応じて記入してください。

《耐用年数省令の一部改正により、記載内容の修正が必要となる場合があります》

平成20年度税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。固定資産税（償却資産）においては、決算時期にかかわらず平成21年度から改正後の耐用年数省令別表第1、第2、第5及び第6を適用することになりました。

これにより、平成21年度以降の償却資産申告において、平成20年1月1日以前に取得した資産については、平成20年度評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出していただく必要があります。

事業者の皆様におかれましては、平成21年度から令和7年度の申告において、耐用年数省令改正による耐用年数の変更が漏れていた資産がありましたら適宜修正申告をお願いいたします。

なお、これは資産の取得当初に遡って改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。

《記載例》種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)												所有者名		1枚のうち	
		浜田 一郎														1枚目	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 号	年 月	(イ) 取 得 価 額	耐 用 年 数	原 價 (口 価 残 存 率 率)	原 價 額	(ハ) 課 稅 標準 率	課 稅 標準 率	課 稅 標準 率	課 稅 標準 率	課 稅 標準 率	課 稅 標準 率	増 加 種類別明細書の 枚数を記入	摘要
01 1		看板	1	5	7	4	400,000	10	0							3・4	3・4
02 1		店舗内装工事	1	5	7	3	1,600,000	10	0							1・2	3・4
03 6		業務用冷蔵庫(中古)	2	5	7	3	1,000,000	2	0							3・4	3・4
04 6		タブレットPOSレジ	1	5	7	4	300,000	5	0							1・2	3・4
05							0									1・2	3・4
06		【資産の種類】					0									1・2	3・4
07		1:構築物					0									1・2	3・4
08		2:機械及び装置					0									1・2	3・4
09		3:船舶					0									1・2	3・4
10		4:航空機					0									1・2	3・4
11		5:車輛及び運搬具					0									1・2	3・4
12		6:工具、器具及び備品					0									1・2	3・4
13 6		オープンレンジ	1	4	30	8	600,000	0	0							1・2	3・4
14																1・2	3・4
15																1・2	3・4
16		合計数量及び金額を記入					0									1・2	3・4
17							0									1・2	3・4
18							0									1・2	3・4
		小計	5				3,300,000										

注意 「増加事由」の欄は 1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいづれかに○印を付けてください。

4 申告書の記入方法（一般方式による申告の場合）

(3) 種類別明細書（減少資産用）

前年中（令和7年1月2日～令和8年1月1日）に売却、滅失及び移管等による資産の減少があった場合に提出してください。

減少となった資産の「種類」、「資産の名称等」、「数量」、「取得年月」、「取得価額」、「耐用年数」の各項目は、同封した令和7年度の種類別明細書を参照して記入してください。

《記載例》 種類別明細書（減少資産用）

令和8年度			種類別明細書（減少資産用）										所有者名	
													浜田 一郎	
													1枚のうち 1枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等			数量	取得年月		取得価額	耐用年数	告年度	由及び区分	枚数を記入	
01	1		看板			1 4 5 4	500,000	10		1 2 3 4	1 2	1 卖却 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	
02	6		業務用冷蔵庫			2 4 5 4	1,600,000	6		1 2 3 4	1 2	1 2 3 4	1 2	
03										1 2 3 4	1 2			
04										1 2 3 4	1 2			
05	この部分の各項目は、同封した令和7年度の種類別明細書を参照して記入してください。										該当する項目に○			
06										1 2 3 4	1 2			
07										1 2 3 4	1 2			
08										1 2 3 4	1 2			
16										1 2 3 4	1 2			
17										1 2 3 4	1 2			
18										1 2 3 4	1 2			
			小計			3	2,100,000							

第二十六号様式別表二(提出用)

《申告書へのマイナンバーの記入をお願いします》

平成28年度に社会保障・税番号制度が導入されたことに伴い、償却資産申告書を提出する場合は、所定の欄にマイナンバーを記載していただくことになりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰で記載してください。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

なお、個人事業者の方が個人番号を記載した申告書を提出される際は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に定める本人確認を実施いたします。以下の本人確認資料をご用意ください（郵送の場合は写しを添付）。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも申告書は有効なものとして受理いたします。また、番号確認や身元確認ができない場合は、申告書への個人番号の記載はないものとして受理します。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」又は「通知カード」又は「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	「マイナンバーカード」又は「運転免許証」又は「市から送付された申告案内文書一式」等

イ 代理人の方に頼んで申告される場合

本人の番号確認資料	上記アと同様
代理人の身元確認資料	代理人の「個人番号カード」又は「運転免許証」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」又は「委任状」等

市税の申告等には、簡単で便利な【eLTAX】をご利用ください！

eLTAX（エルタックス）とは、地方税に関する申告、申請及び届出の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。



【eLTAXには、さまざまな利点があります！】

- (1) 自宅やオフィスからインターネットを通じて手続きができます。
- (2) サービスを導入している複数の地方自治体への申告がまとめて一度にできます。
- (3) eLTAX用の無償ソフト「PCdesk」を利用して、申告書の作成ができます。
- (4) eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告書データ等を利用できます。

【eLTAXが利用できる税目と手続き】



税目	手続	
	申告	申請・届出
固定資産税 (償却資産)	・固定資産申告書 ・種類別明細書 等	—
法人市民税	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告 等	・法人設立/設置届 ・異動届
個人市民税・県民税 (特別徴収)	・給与支払報告 ・公的年金等支払報告 ・異動届 (特別徴収への変更・普通徴収への変更・一括徴収・特別徴収継続)	・特別徴収義務者の所在地 /名称変更届出

【eLTAXに関するお問い合わせ先】

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>



5 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、事業者が所有する資産のそれぞれ一品ごとの取得年月、取得価額及び耐用年数に基づいて算出します。

毎年、以下の方法により評価額を算出し、取得価額の5%に達するまで減価します。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times 1 - \frac{r}{2}$ $= \text{取得価額} \times (A)$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times (B)$

r : 耐用年数に応ずる原価率

A : 半年分の減価残存率で本ページ「減価残存率表」のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で本ページ「減価残存率表」のB欄の率です。

※ 1月1日に取得した資産については、その前年の12月を取得年月とします。

※ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

『減価残存率表』 「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率(r)	
		前年中に取得のものA	前年前に取得のものB		前年中に取得のものA	前年前に取得のものB		前年中に取得のものA	前年前に取得のものB
-				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038

(2) 課税標準額の算出方法

課税標準額は、賦課期日現在の全資産の評価額を合計した額（1,000円未満切り捨て）となります。課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

※ すべての償却資産の合計課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

(3) 税額の算出方法

税額は、課税標準額に税率を乗じて算出します。なお、浜田市の税率は1.5%です。

課税標準額

× 税率 (1.5%)

=

税額

毎年、この方法により評価額を算出し、取得価額の5%に達するまで減価します。算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

＜評価額・課税標準額・税相当額の計算例＞

（例）平成30年5月 50kWの太陽光発電設備（耐用年数17年）を取得価額1,000万円で設置した場合

	経過年数	減価残存率	評価額(円)	特例率*	課税標準額(円)	税相当額(円)
平成30年度	取得年		取得年については固定資産税は課税されません			
令和元年度	2	0.936	9,360,000	2/3	6,240,000	93,600
令和2年度	3	0.873	8,171,280	2/3	5,447,520	81,712
令和3年度	4	0.873	7,133,527	2/3	4,755,684	71,335
令和4年度	5	0.873	6,227,569	なし	6,227,569	93,413
令和5年度	6	0.873	5,436,667	なし	5,436,667	81,550
⋮	⋮					
令和21年度	22	0.873	618,811	なし	618,811	9,282
令和22年度	23	0.873	540,222	なし	540,222	8,103
令和23年度	24	0.873	471,613 500,000	なし	500,000	7,500

算出額が取得価額の5%（500,000円）より小さくなるため、以降は500,000円で評価されます。

※ 課税標準の特例の適用を受けた場合、3年間分の課税標準額が評価額の3分の2になります。

詳しくは、（4）非課税及び課税標準の特例について をご参照ください。

(4) 非課税及び課税標準の特例について

ア 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産は、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「非課税」と適用条項を記載し、その内容が明らかとなる書類等の写しを添付してください。

イ 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第349条の3等の規定に該当する資産で、政令、総務省令等で定める用件を満たすものは、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に「特例」と適用条項を記載し、その内容が明らかとなる書類等の写しを添付してください。

『課税標準の特例の適用を受ける償却資産（一例）』

地方税法		特例対象資産		特例率	
条	項号				
第三四九条の三	第2項	ガス事業用資産		最初の5年間 1/3	
	第3項	農業協同組合等共同利用機械		次の5年間 2/3	
	第5項	内航船舶		1/2	
附則第十五条	第2項第2号	一般廃棄物処理施設		1/2	
	第2項第4号	産業廃棄物処理施設		1/3	
	太陽光発電設備	出力1,000kW未満		2/3(3年間)	
		〃 1,000kW以上		3/4(3年間)	
	風力発電設備	〃 20kW未満		3/4(3年間)	
		〃 20kW以上		2/3(3年間)	
		〃 5,000kW未満		1/2(3年間)	
		〃 5,000kW以上		3/4(3年間)	
	水力発電設備	〃 1,000kW未満		2/3(3年間)	
		〃 1,000kW以上		1/2(3年間)	
		〃 10,000kW未満		1/2(3年間)	
		〃 10,000kW以上		2/3(3年間)	
	第43項	中小企業等経営強化法に基づく先端設備等★ ※R7.4.1～R9.3.31取得分		賃上げ表明有1.5%以上 1/2(3年間)	
				賃上げ表明有3%以上 1/4(5年間)	
旧附則第15条第44項	中小企業等経営強化法に基づく先端設備等 ※R5.4.1～R7.3.31取得分		★	賃上げ表明有 1/3(5年間)	
				賃上げ表明無 1/2(3年間)	

★ 特例適用を受けるためには、事前に設備認定を受ける必要があります。
詳しくは、浜田市商工労働課にお問い合わせください。

【申告をされない方、又は虚偽の申告をされた方】

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告をされない方については、所得税若しくは法人税の資料に基づき推計課税を行う場合や、前回申告と同様の償却資産を所有しているとみなして課税を行う場合がありますので、ご了承ください。

申告書の提出先・お問い合わせ先

【申告書の提出及びお問い合わせ】

浜田市市民生活部 資産税課（本庁2階）

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL 0855-25-9233（直通）

FAX 0855-23-6941

【申告書の窓口提出のみ】

浜田市金城支所 市民福祉課 市民窓口係

旭支所 市民福祉課 市民窓口係

弥栄支所 市民福祉課 市民窓口係

三隅支所 市民福祉課 市民窓口係